

別紙

「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示案」に関するパブリックコメントについて

平成19年11月
航空局技術部運航課

背景・目的

航空機を用いた爆発物等の輸送にあつては、航空法（昭和27年法律第231号）第86条において、国土交通省令で定める爆発物等について航空機による輸送を禁止しており、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第194条第1項各号において輸送禁止物件を規定するとともに、同条第2項において、告示の技術上の基準等に従って輸送する場合には当該禁止物件に含まれないこととしている。

爆発物等の輸送に係る技術基準については、国際民間航空機関（ICAO）において策定される危険物の航空安全輸送に関する技術指針（ICAO-TI）を国内法規に反映させる必要があり、航空法施行規則第194条第1項各号で爆発物等についてその輸送を禁止するとともに、同条第2項第2号並びに「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和58年運輸省告示第572号）」において、輸送可能物件を規定している。

今般、ICAO-TIの改正が行われたため、「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」について所用の改正を行うものである。

改正概要

（1）輸送許容物件の変更及び特別規定の追加（別表第1関係）

リチウム電池に関して、製品に不具合があるものについては輸送禁止とする特別規定を追加、及び硫化水素ナトリウム（固体）を硫化水素ナトリウム（水和物）に名称を修正

（2）ラベルの改正（第2号様式関係）

有機過酸化物を輸送する場合に使用するラベルを変更

スケジュール（予定）

公布・施行：平成19年12月下旬